

扶 助 費 の 見 直 し 状 況 に つ い て

番号	事業評価番号	担当部課	扶助費の名称	扶助費の内容	評価結果	評価結果の内容	決算額 (千円)			見直し状況
							23年度	24年度	削減額 (H23-H24)	
1	1	生活福祉部	家族介護用品購入費助成金	高齢者を常時在宅で介護している介護者が、介護負担の軽減のために要する家族介護用品(紙おむつ、尿取パッド等)を購入する経費の100分の90相当額を助成する。介護度に応じた限度額(要介護1・要支援その他→月額1500円、2・3→3375円、4・5→5625円)あり。	見直し(縮小)	経済的支援を目的とした事業であることから、所得制限を設けるべきである。	3,519	2,228	1,291	H24.3月要綱改正(課税世帯の助成限度額引き下げ)、H24.4月施行 支給人数 H23 113人 ⇒ H24 104人
2	3		障害(児)者手当	本町に居住する身体、知的又は精神に障害を有する者に対し、手当を支給する。手当月額は、重度・中度障害者等5,000円/月、軽度障害者等1,500円/月。	見直し(縮小)	経済的支援を目的とした事業であることから、所得制限を設けるべきである。また、手当額について、障害の程度に応じ細分化することを検討すべきである。	22,947	23,164	△ 217	H24.3月条例改正(所得制限導入、手当額を障害の程度において細分化)、H24.8月施行 支給人数 H23 508人 ⇒ H24 519人
3	4		町遺児手当	養育者を失った18歳以下の児童に対し、町独自の遺児手当を支給する。手当月額は、遺児1人につき月5,000円。	見直し(縮小)	経済的支援を目的とした事業であることから、所得制限を設けるべきである。	15,870	15,820	50	H24.3月条例改正(所得制限導入、「子ども福祉手当」に名称変更)、H24.8月施行 支給人数 H23 168人 ⇒ H24 166人
4	5		長寿祝金	高齢者の長寿を祝うとともに、感謝の意を表すために長寿祝金として支給する。毎年9月初旬に、満70歳、77歳、88歳、99歳の節目年齢の者に10,000円、満100歳の節目年齢の者に100,000円を支給する。また、上記の年齢の者以外で75歳以上の者に5,000円を支給する。	見直し(縮小)	長寿を祝うという観点からすると、一定年齢以上の全員に支給することは適当ではない。77歳以上の節目の年齢に限定して支給すべきである。	8,190	1,230	6,960	H24.3月要綱改正(支給対象を、77歳以上の節目の年齢、101歳以上の者の限定)、H24.9月施行 支給人数 H23 1,275人 ⇒ H24 123人
5	6	住民課	障害者医療費	身体障害者及び精神障害者の通院・入院とも医療機関等における医療費窓口負担の無料化	見直し(縮小)	障害者に対する助成は必要であるが、障害の種類による格差を縮小するため、精神障害者について、診断書のみ場合は助成対象外とする。また、手帳を持たない自立支援医療受給者の場合は助成対象を精神疾患による通院医療に限定すべきである。	37,477	46,797	△ 9,320	H24.3月条例改正(精神障害者への支給制度を分離し、支給対象者・助成対象医療費の範囲を縮小)、H24.8月施行 H24決算 障害者医療費 39,236千円 精神障害者医療費 7,561千円 支給人数 H23 303人 ⇒ H24 295人
6	8		母子家庭等医療費	母子家庭等における通院・入院とも医療機関等における医療費窓口負担の無料化	見直し(縮小)	母子家庭等医療に係る経済的負担の軽減は、母子家庭等の生活支援及び健康維持・増進を図るため、安定的な制度の継続が必要である。ただし県制度に準じた所得制限を設けることとする。	11,696	13,931	△ 2,235	H24.3月条例改正(所得制限導入)、H24.8月施行 支給人数 H23 397人 ⇒ H24 382人
7	10		入院時食事療養費	入院時における食事療養費標準負担額の無料化(現金給付)	廃止	入院時食事療養費は、入院患者と在宅で療養している患者との間の費用負担の不均衡を是正するために設けられた制度であることから、食事療養費標準負担額の全額助成を廃止すべきと考える。	6,135	503	5,632	H24.3月要綱改正(H24.8月から制度廃止) 支給人数 H23 222人 ⇒ H24 109人
合 計							105,834	103,673	2,161	